

お客様各位

「電子交換所」設立に伴うお手続き等の変更について

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、全国銀行協会では、これまで全国各地の手形交換所において実施してきた手形・小切手の交換方法を「現物交換」から「電子交換」に移行するため、2022年11月4日(金)に「電子交換所」を設立します。

これに伴い、当金庫では手形・小切手の取立方法等を下記のとおり変更させていただきますので、ご案内申し上げます。

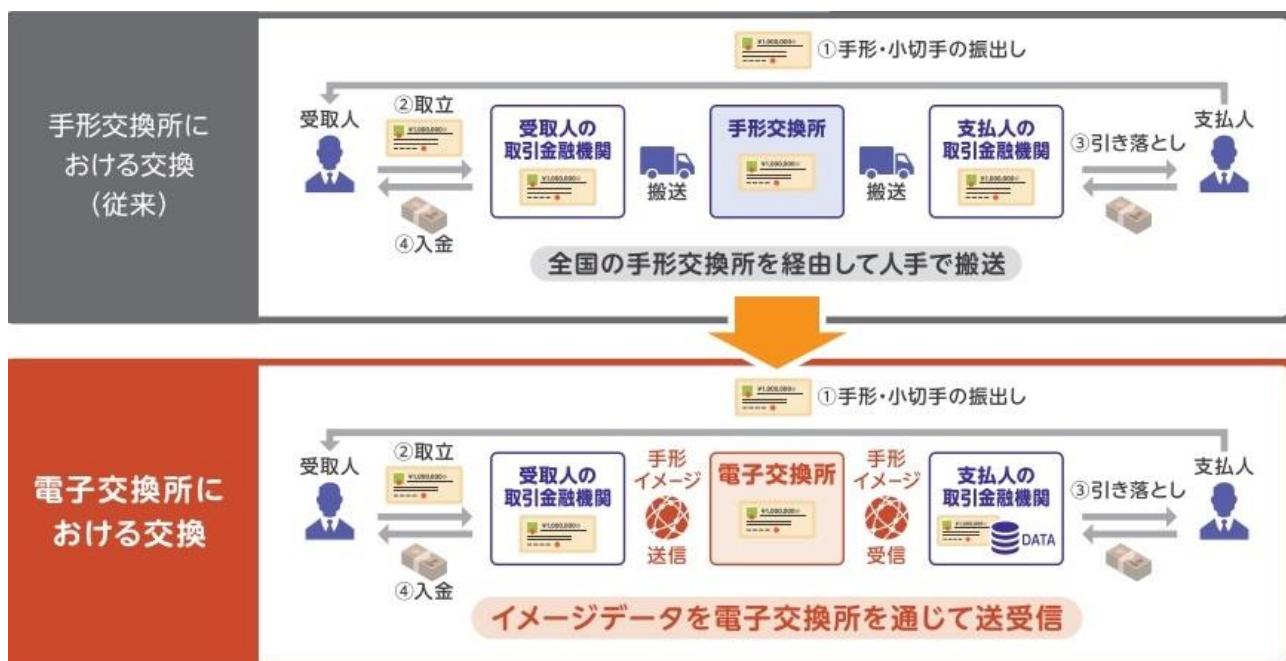
何卒ご理解いただき、今後とも一層のご愛顧を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

記

1. 手形交換方法の変更について

現在は、人手を介して手形・小切手を搬送しておりますが「電子交換所」ではイメージデータの送受信により手形・小切手の交換業務を実施します。

紙の手形・小切手は受取人の取引金融機関において保管されることになります。



2. 手形・小切手の「個別取立」について

電子交換所設立に伴い、電子交換所参加金融機関（当金庫を含む）が支払金融機関となる2022年11月3日（木）以降を支払期日とする手形・小切手については、電子交換扱いに変更されます。

※ただし、電子交換所不参加金融機関の手形・小切手等の取立については、従来通り、郵送による「個別取立」扱いになります。

3. 手形・小切手のご記入方法及び禁止事項等について

電子交換では、手形・小切手券面をスキャナ等で読み取り、イメージデータ化したうえで電子交換所との送受信を行います。

手形・小切手の券面に記載された金額等の情報を読み取る必要がありますので、お客様におかれましては、以下の事項に十分なご配慮をお願いします。

(1) 各項目のご記入方法

記名印	<ul style="list-style-type: none"> ◇届出の記名印（署名判）を所定の箇所に鮮明に押印してください。 ◇スタンプインクの付け過ぎにご注意ください。 ◇記名印が経年劣化等で磨滅や破損により鮮明に押印できない場合は、記名印を作り直すなどご対応をご検討ください。
届出印	<ul style="list-style-type: none"> ◇お届印を記名印（署名判）等の右側に、<u>記名印等と重ならないように鮮明に捺印してください。</u> ◇不鮮明等によりお届印を押し直す場合には、不要な印鑑は二重線で抹消してください。 ◇朱肉の付け過ぎにご注意ください。

(2) 訂正方法

【金額を誤記された場合】

- ・訂正せずに、新しい手形・小切手用紙を使用してください。

【金額以外の記載事項を訂正された場合】

- ・訂正箇所にお届印を捺印してください。
- ・訂正の記載や捺印を金額欄や銀行名等に重ねないでください。

(3) 禁止事項

- ・手形・小切手券面の余白へのメモ書きはしないでください。
- ・文字による複記、補記はしないでください。

4. 手形・小切手用紙について

当金庫の手形・小切手用紙については、特に変更はございません。お客さまが現在お持ちの手形・小切手用紙につきましても、引き続きご利用いただけます。

また、2022年11月1日（火）以降に、営業店窓口にて手形・小切手発行のお申込みをいただいたものより、券面右隅の交換所番号が変更されたものをお渡し致します。

5. その他

(1) 紙の手形・小切手の保管

- ・紙の手形・小切手は、お支払い後、受取人のお取引金融機関（取立金融機関）において10年間保管されます。
- ・偽造・変造が疑われ、手形・小切手の確認が必要な場合は、速やかにお取引店へご連絡ください。

(2) 当座勘定規定

- ・当座勘定規定が改定となります。改定後の当座勘定規定はホームページに掲載

(3) 電子的な決済手段への移行のご検討

- ・金融界は、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら 2026 年度までに手形・小切手の全面的な電子化を目指します。電子化のメリットは、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続の省力化や管理コストの削減など、支払側と受取側双方にあります。
- ・お客様におかれましても、インターネットバンキングを利用しての振込といった電子的決済手段への移行をご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

以上

本件に関するお問い合わせは、お取引のある当金庫本支店の窓口まで
お願い致します。